

## 千葉県耐震改修促進計画協議会設置要綱

### (設置)

第1条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づき、千葉県耐震改修促進計画を策定するため、庁内に千葉県耐震改修促進計画協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、千葉県耐震改修促進計画を策定するため、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 千葉県耐震改修促進計画の策定に係る重要事項に関すること。
- (2) 千葉県耐震改修促進計画の検証及び見直しに関すること。
- (3) その他千葉県耐震改修促進計画の策定に必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 協議会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は都市局長の職にある者を、副委員長は都市局次長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は会務を総理し、協議会を主宰する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

### (会議)

第4条 協議会は、委員長が招集し、主宰する。

- 2 委員長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

### (連絡調整会議)

第5条 第2条に規定する協議会の所掌事務の円滑な推進を図るため、協議会に連絡調整会議を置く。

- 2 連絡調整会議は、座長及び連絡調整会議委員をもって組織する。
- 3 座長は、都市局建築部長の職にある者をもって充てる。
- 4 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が連絡調整会議委員のうちから指名した者が、その職務を代理する。
- 5 連絡調整会議委員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

### (連絡調整会議の開催)

第6条 連絡調整会議は、座長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 座長は、連絡調整会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

### (庶務)

第7条 協議会及び連絡調整会議の庶務は、都市局建築部建築指導課において処理する。

### (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は委員長が、連絡調整会議の運営に関し必要な事項は座長が別に定める。

### 別表第1

病院事業管理者 教育長 危機管理監 総合政策局長 財政局長 市民局長
---

保健福祉局長  
こども未来局長  
環境局長  
経済農政局長  
都市局長  
建設局長  
中央区長  
花見川区長  
稲毛区長  
若葉区長  
緑区長  
美浜区長  
消防局長  
水道局長

別表第2

病院局経営企画課長  
教育委員会事務局教育総務部総務課長  
教育委員会事務局教育総務部学校施設課長  
総務局危機管理課長  
総合政策局総合政策部政策企画課長  
財政局財政部資金課長  
財政局財政部財政課長  
財政局資産経営部資産経営課長  
財政局資産経営部新庁舎整備課庁舎運用担当課長  
市民局市民自治推進部市民総務課長  
保健福祉局保健福祉総務課長  
こども未来局こども未来部こども企画課長  
環境局環境保全部環境総務課長  
経済農政局経済部経済企画課長  
都市局都市総務課長  
都市局建築部建築管理課長  
都市局建築部住宅政策課長  
都市局建築部住宅整備課長  
都市局建築部建築指導課長  
都市局建築部営繕課長  
都市局建築部建築設備課長  
建設局建設総務課長  
中央区役所総務課長  
花見川区役所総務課長  
稲毛区役所総務課長  
若葉区役所総務課長  
緑区役所総務課長  
美浜区役所総務課長  
消防局総務部総務課長  
水道局水道総務課長

附 則

この要綱は、平成19年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。